

札幌市危険空家等除却補助金交付要領

[平成27年(2015年)8月26日 都市局長決裁]

(最終改正 令和3年(2021年)4月1日)

(目的)

第1条 この要領は、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱(平成27年8月26日都市局長決裁。以下「要綱」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 跡地 交付対象危険空家等を除却した後の土地であり、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家対策法」という。)第13条に規定する空家等の跡地をいう。
- (2) 自治組織等 自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体やその団体に所属している個人、又は地域の活性化や地域貢献、福祉等の営利を目的とせず公益的な取組を行う団体や個人をいう。
- (3) 地域連携型除却補助金 札幌市危険空家等除却補助金のうち、跡地の所有者が当該跡地を補助事業完了報告書(要綱様式13)の報告受付日から5年間以上無償で自治組織等に貸し出し、自治組織等がコミュニティ農園、堆雪場、ポケットパーク等の地域の交流、問題解決、活性化等の用途に跡地を活用しつつ維持管理を行うことを交付要件とする除却補助金をいう。
- (4) 通常型除却補助金 札幌市危険空家等除却補助金のうち、地域連携型除却補助金の交付要件が課されない除却補助金をいう。

(要件)

第3条 地域連携型除却補助金の交付を受ける者は、次の各号に掲げる事項を定めた協定を自治組織等と締結しなければならない。

ただし、地域連携型除却補助金の交付を受ける者と跡地の所有権を有する者が異なる場合は、跡地の所有権を有する者が次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 目的
- (2) 有効期間
- (3) 無償土地使用貸借契約の締結
- (4) 順守事項(権利義務の継承、維持管理、原状回復など)
- (5) その他必要と思われる事項

2 前項の協定を締結する者以外に権利関係者が存する場合は、権利関係者の全員の同意を得て協定を締結しなければならない。

3 地域連携型除却補助金の交付を受ける者は、跡地の活用事業が終了した時点や市長が任意に求めた時点において活用状況や収支状況についての報告書を提出しなければならない。

(補助金交付額の算出方法)

第4条 要綱第6条第2項に規定する補助金交付額(以下「補助金交付額」という。)は、交付対象危険空家等の除却に要する費用(以下「除却費用等」という。)に基づいて算出する。

2 前項の除却費用等は、以下の各号に掲げる費用の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。

- (1) 主たる建物の躯体、屋根葺材等、内外装材、建築設備などの解体撤去工事及び処分に係る経費

- (2) 主たる建物の基礎・杭その他、地下埋設物（排水管・柵・電線管・給水管等）などの解体撤去工事及び処分に係る経費
- (3) 主たる建物に附属するもの（車庫・カーポート・物置、土間コンクリート、塀・門扉・門柱、植栽、庭石等）の解体撤去工事及び処分に係る経費
- (4) 解体撤去後の埋め戻し及び整地費（舗装費用などは除く。）
- (5) 解体撤去工事に必要な仮設工事費
- (6) その他市長が必要と認める費用

3 地域連携型補助金の交付額は、次の各号により定める額のうちいずれか低い額を限度額とする。

- (1) 除却工事等に要する費用（消費税等相当額を除く）に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 国土交通大臣が定める空き家若しくは空き建築物等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（以下「標準除却費」という。）に補助対象住宅の延べ面積を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (3) 150万円

4 通常型除却補助金の交付額は、次の各号により定める額のうちいずれか低い額を限度額とする。

- (1) 除却工事等に要する費用（消費税等相当額を除く）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 標準除却費に補助対象住宅の延べ面積を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (3) 50万円

（補助金交付の仮申請及び申請の受付期間）

第5条 要綱第7条第1項の仮申請受付期間及び第11条の申請受付期間は、年度毎に建築安全担当部長が別に定めるものとする。また、要綱第8条第3項の仮申請受付期間の設定は、建築安全担当部長が適宜定めるものとする。

（補助金交付の申請の際に添付する関係書類）

第6条 要綱第11条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 除却工事の工程表及び見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の解体事業者等の押印があるものに限る。）の写し
- (2) 位置図（付近見取り図）、配置図及び現況写真（建物及び敷地の状況が分かるもの）
- (3) 登記事項全部証明書（土地及び建物。申請日から3か月以内に発行されたもの。ただし、建物の相続登記が行われていない場合は、さらに建物の相続関係及び所有関係が明らかになる書類）
- (4) 住民票（交付申請者の世帯全員がわかるもので、申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (5) 納税証明書（交付申請者の申請前年度又は直近の市区町村・都道府県民税及び固定資産税・都市計画税の証明書で、申請日から3か月以内に発行されたもの。ただし、非課税である場合については、それを証明する書類をもって代えることができる。）
- (6) 同意書（要領様式1。交付申請者のほかに権利関係者が存する場合はその全員分。ただし、交付決定に関して付する条件がなく、同意書が不要な場合は提出を省略する。）
- (7) 除却工事を行う予定の解体事業者等が建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（土木事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は建設工事に係る資源の再資源化等に

関する法律（平成12年法律第104号）に基づく道知事による登録を受けた事業者であることを証する書類

- (8) 跡地の活用に関する協定書の写し（地域連携型除却補助金を申請する場合のみ）
- (9) 事業計画書（要領様式2。地域連携型除却補助金を申請する場合のみ）
- (10) 事業収支計画書（要領様式3。地域連携型除却補助金を申請する場合のみ）
- (11) その他市長が必要とする書類
(補助金交付の申請変更の際に添付する関係書類)

第7条 要綱第13条に規定する関係書類は、前条に掲げる書類のうち、当該変更に係るものとする。
(交付決定を受けた補助事業変更の際に添付する関係書類)

第8条 要綱第18条第1項に規定する関係書類は、第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係るものとする。
(完了報告の際に添付する関係書類)

第9条 要綱第19条第1項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 解体事業者等と締結した除却工事の請負契約書の写し等（交付決定者及び解体事業者等の押印、契約日、工事着手日、工事完了日、請負金額（税抜）、工事名及び現場住所が確認できるもの）
- (2) 申請の際に添付した見積書の額から増減があった場合は、除却工事費の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行った解体事業者等の押印があるものに限る。）の写し
- (3) 除却工事費の請求書及び領収書（解体事業者等の押印があるものに限る。）の写し
- (4) 除却工事完了後の写真（跡地の状況が分かるもの）
- (5) 通帳等の写し（金融機関名、店名、口座番号、口座名義（氏名カナ）が確認できる箇所）
- (6) その他市長が必要とする書類

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、建築安全担当部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。